

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
業務無線設備の保守契約・1件	総務課 鹿児島市鴨池新町1-5	令和5年4月26日	JRC システムサービス(株)鹿児島営業所 鹿児島市鴨池新町6-6	1,100,000円	日本赤十字社会計規則第36条4項(契約の性質) ・当県支部管内に配備している無線機器の特性等を熟知しており、故障等の緊急時対応が可能であるため	契約金額は消費税及び当県支部管内他施設の保守にかかる金額を含む 契約期間1年間
鹿児島県赤十字会館の高圧引込設備及び高圧受変電設備改修工事の請負契約・1件	総務課 鹿児島市鴨池新町1-5	令和5年12月21日	(株)南九州電設 鹿児島市南栄2丁目10番2号	2,475,000円	日本赤十字社会計規則第35条1項(予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき)	契約金額は消費税額を含む

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。